

石に刻まれた明治 29 年・昭和 8 年の三陸沖地震津波

目時和哉

石に刻まれた明治29年・昭和8年の三陸沖地震津波

目時和哉

岩手県立博物館 020-0102 盛岡市上田字松屋敷34 Iwate Prefectural Museum, Morioka 020-0102, Japan.

はじめに

いわゆる「津波記念碑」については、東日本大震災以降、とみに衆目を集めるところとなった。国内外のマスメディアによって度重ねて取り上げられたほか、民俗学的観点からの考察も加えられている^(註1)。

しかしながら一般に「津波記念碑」として語られ、認識されている石碑群のなかにも、「記念碑」と「供養碑」のようなカテゴリーが存在することはすでに川島秀一氏が指摘される^(註2)ところであり、また、「記念碑」に関してもその形状や刻まれた文言は実に多様である。一方機能的な面については、例えば「ここより下に家を建てるな」という石碑の訓えを遵守したために、東日本大震災において人家の津波被害を免れた宮古市重茂姉吉地区の碑^(註2)が著名であるが、他方で石碑自体が津波の直撃を受け、倒壊・流失した例も少なくない。

このように、明治以降の三陸沿岸各地に設けられた津波に関する石碑群は、容易に一括りできない多様性を孕んでいるものであるが、それもひとえに各々の碑が、弔意や記憶の継承など、その設置主体（個人や講などの私的集団、地方公共団体等）の石碑建立に係る動機を体現するものになっていることによるものと考えられる。

また「津波記念碑」などと概括することで、個別の碑に関する地域的特性が薄れてしまいがちである点にも留意しなければならない。東日本大震災においても、被害状況や被災後に抱える課題がそれぞれの被災地域毎に異なることは言を俟たないが、同様に過去の歴史災害を（とりわけその延長線上に現代・未来を照射して）語るうえで、地域性を考慮せずに云々することはできないであろう。

本稿は以上のような視点に立ち、これまで「津波記念碑」と総称されてきた石碑群を素材として、明治29年・昭和8年に来襲した二度の三陸沖地震による大津波に直面した人々が、いかにその災害を捉えたの

か、またいかにしてその経験を後世に伝承せんと試みたのか、読み解くことを主題とするものである。そのうえで、単なる「記念」に留まらない、多様な意義を内含するモニュメントを一括して「津波記念碑」と呼称することは誤解を招くおそれがあるため、本稿ではこれを「近代津波モニュメント」^(註3)と定義したい（以下、単に「モニュメント」と記す場合もこれと同義である）。

なお、調査に当たっては、東日本大震災発生以前から積み重ねられていた地道な情報収集・研究の成果に負うところが大きい^(註4)。また、「記念」の碑である以上、当然次代への継承を前提とした性格を帯びたものであるため、いきおい現代に至るまでの受容の実態についても言及せざるを得ないが、東日本大震災発生当時における防災行政や避難行動の適否については本研究の範疇を超えるものであり、現代的な課題に関して論及することを意図するものではない点を予めお断りしておきたい。

1 未曾有の災害と近代津波モニュメントの成立

明治29年6月15日（旧暦5月5日）午後7時半頃に三陸沖で発生したマグニチュード8.2と推定される地震^(註5)は、近代国家としての日本に対し、最初にして最大規模の津波被害をもたらした。

「明治の三陸大津波」などと呼び習わされているこの震災の被害状況については、岩手県沿岸部の各市町村史^(註6)や、津波研究に生涯を捧げられた山下文男氏の著作^(註7)等に委ねるが、20,000人を超える犠牲者・行方不明者を数えた当該震災は、前述のように、津波被害としてはもちろん、近代の日本が経験した、初めての国家規模の災害とも言えよう。

『原敬日記』^(註8)には、「午前八時過ぎ盛岡着、陸奥館に投宿せり、午後より旧宅本宮に赴き波岡姉上を訪ふ。昨夕八時頃宮古釜石海岸に未曾有の海嘯あり、死する者二万余人、南盛町辺北八戸辺に及び其中央最も

甚だし。」(明治二十九年六月十五日)との記述がある。特命全権公使を拝命した原が、渡海に先立ち盛岡に帰省していた折に報に接したものであり、同年7月5日には仁川に到着している原が、それ以上この津波に関して自身の日記に記述することはなかった。東日本大震災と同様、「未曾有」と形容されながらも、現代の我々にすればいささか淡白にも映るこの原の記述は、当時の、とりわけ内陸部に居住する人々の津波認識をよく反映しているものと思われる。

東日本大震災を契機として、全国各地において過去の津波被害に関する研究が着実に進められているが、三陸地方では近代以前の津波被害の実態についてうかがい知ることができる文献史料はそれほど多くなく^(註9)、金石文についても明確に津波及びその犠牲者を対象として建立された前近代の石碑は、岩手県内において管見の限り確認できない。四国では嘉永七年(1854)に発生した南海地震津波に関連する石碑類が多数現存していること^(註10)や、東日本大震災においても少なからぬ石碑類が倒壊・流失していることに鑑みれば、明治29年や昭和8年の大津波によって、それ以前に建立されていた津波に関連する石碑がことごとく流失した可能性も考えられなくもない。



写真1 盛岡市正伝寺「三陸海嘯難死者供養」の碑(明治35年建立)

ただしそのような流失の可能性がない内陸部においても、近代以降に建立されたモニュメントが現存している(写真1)ことから、明治29年の大津波が、近代的マスメディアの勃興^(註11)と相まって、沿岸部はもとより、内陸部の住民に対しても多大な影響を与え、それがモニュメントの建立といういとなみとも連動したことが想像される。原をはじめとする、海と距離的な懸隔がある土地に生まれ育った近代人の津波認識は、明治29年の経験に基礎づけられたといっても過言ではなからう。明治29年の三陸沖地震による津波の発生と軌を一にして岩手県内各地で散見されるようになる、モニュメント建立といういとなみは、極めて近代的な津波被害の受容の在り方のひとつと言えるのかもしれない^(註12)。

以上のことは、明治29年の津波被害の後に各地に設けられたモニュメントの文言にもよくあらわれている。現在一般的に津波とよばれている現象は、明治29年当時において、一貫して「海嘯」と表記されることとなった。石碑はもとより、公文書から新聞報道に至るまで、語用の統一は実に徹底されたものである。

現在この「海嘯」という言葉を耳にすることは少ないが、語義としては「満潮の際、暴風や海底の火山活動のために、三角形状になっている河口や水道などに海水が逆流し、狭い河口の抵抗のために起こす壁状の高い波」^(註13)などと説明され、いわゆる津波とは性格が異なる自然現象として認識されている。

明治期においても両現象はまったく混同されていたというわけではなく、当時発行されていた日刊紙である『岩手公報』では、次のように「海嘯」という語用に対する疑義も呈されている。

海嘯と津浪の区別

世間にては普通に津浪を海嘯と称す今回三陸地方の災害に付ても一般に海嘯の文字を用ひ居れども或る専門家の説に拠れば、海嘯、津浪共に大津波には相違なきも其間混同し難き区別のあることなり一体海嘯なる語は支那より伝来せしものにて支那に在りては吾国の海嘯と異なり此語を適当に用ふべき特別の事情を有せり則ちその現象の常に起る所は今度新条約の結果新に開港地となりたる杭州の杭州湾にして同湾の地形は鋭き三角形をなし其二辺突頂の所に杭州府ありて錢塘江の河水茲に注ぐ湾形已に以上の如くにして且つ遠浅なるゆえ東海面より寄来る潮流は茲に至りて錢塘江の河水

を堰止め二流相衝突してその堰止められし河水は余儀なく付近の低地を氾濫するに至ること現象は程度に差こそあれ毎年普通の出来事にして春秋二期特に劇しく沿岸の地は一面は水浸しとなり災害を蒙ること少なからず其河流潮流共に相激して咆哮泡を飛ばす所、恰も海の嘯くに似たるを以て形容に巧みなる支那人は何時しか号けて海嘯とは云えり（中略）之に反して今回三陸沿岸地方の大津波は前条記するが如く多分海中地震の為め起りし結果なるべければ宛も晴天白日海面に大敵を生じたと同じことにて潮流には毫も関係なし故に地震津浪と称すべく海嘯の文字を用ふるは不適當なるが如し

（『岩手公報』明治29年6月24日号）

アクセスが容易とは言い難い資料であるため、長きにわたって引用したが、特に「世間にては普通に津浪を海嘯と称す」ものであり、「海嘯なる語は支那より伝来せしもの」であったという記述は、当時の人々の津波認識をとらえるうえで留意すべきものであろう。

同時期に編纂が行われていた『古事類苑』においては「海嘯」を「つなみ」と訓んで一項が設けられているが、そこで列挙された過去の文献における用例のなかに、「海嘯」という語は一例も見られない。

これには明治29年の「海嘯」としての大津波の経験が影響していることも多分に考えられるが、ひるがえって、当時は「津波（津浪）」という呼称・表記が、現在のように自明なものでなかったこともまた示唆していると考えられる^(註14)。その理由としては、津波の発生が不定期であることや、被害が沿岸部に限られることから、内陸部との共通認識を形成し難かったことも一因として考えられよう。「海嘯」という語が明治29年の日本で遍く使用されるに至った経緯については別途検討を要する課題として残る^(註15)が、とまれ近現代の「津波」認識の形成過程は、その端緒において「海嘯」から始まっていたことを、ここでは強調しておく。

以上のような時代背景をふまえて、明治29年の津波被害を契機として設けられたモニュメントの性格について考えてみたい。

図1⑨ 陸前高田市小友町華蔵寺「弔海嘯赤痢亡霊」^(註16)

<表>

弔海嘯赤痢亡霊 明治三十三年三月五日 門前念仏講

中 発願 村上コリン 佐藤シメノ 青山マツノ 同
ウエノ 村上ヤス 佐藤ミヨノ 村上チ子ヨ（ママ）
同ソノ 及川ワキ 佐藤リン 村上ヨシノ 佐藤ハル
同タツ

<右側面>

世話人 佐藤善治 村上寅治 青山千蔵 補助 金沢
□□ 落合コウ □□□□

<左側面>

開眼 現華蔵懿菴 石工 山田治助

（□は摩耗により判読困難な文字を示す。また本石碑を含め以下の検討で言及するモニュメントの所在地については末掲図1に一覧で示した。文中で用いる①～⑩の番号は図中のそれと対応する。）

海嘯と赤痢を併記し、それぞれの犠牲者を一括して弔うものであり、管見の限り岩手県内において他に類例はない。

赤痢については志賀潔が明治30年にその病原菌を初めて発見したことで知られるが、その2年後の明治32年には当該石碑の立地する気仙郡内でも大流行があり、盛（現岩手県大船渡市）警察署管内で738名が罹患し、無数の死亡者を出したとされる^(註17)。石碑はこれを受け明治33年3月に建立されたものと推察されるが、いずれも十分にそのメカニズムが周知されていたとは言えない当時において、人智の及び難いところからもたらされていたものという点で、海嘯（津波）と赤痢は通ずるところがあると考えられる。

後述のように、昭和8年の大津波以降に設けられたモニュメントは、形状も碑文の内容も多岐にわたるが、それに比して明治のモニュメントは多くを語らない。多くは海嘯の犠牲者に対する弔意を示したうえ、建立年月日及び設置主体を記すに留まる。

立地については寺社や墓地、あるいは庚申塔などからなる石碑群の一角のように、かねてより地域の信仰の拠点となっていた場に設けられている。設置主体にしても、この石碑のように念仏講中などの地域集団あるいは個人により建立されたものが大半である。

以上のような、明治29年の大津波の後に設けられたモニュメントの特徴と矛盾しないことから、建立年月日を欠く岩手県宮古市赤前の「海嘯記念碑」も、明治29年から大きく離れない年代に建立されたものと考えられる。

図1④ 宮古市赤前「海嘯記念碑」

明治二十九年 海嘯記念碑 陰曆五月五日

この石碑については文字情報が極めて少なく、付近で聞き取り調査を行ってもその正確な来歴に行き当たることはできなかった。ただし、地蔵や他の石碑と並ぶこの「海嘯記念碑」にも、お盆などの折には地域住民によって花が手向けられていたといい、少なくとも犠牲者の供養という機能は現代にも受け継がれていることがうかがえる^(註18)。

災害を「記(紀)念」ということは、現代的な感覚ではやや奇異にも感じられるが、そこに込められた当時の人々の心性は、前述したような、他の明治期のモニュメントを介してうかがい知ることができよう。

近代津波モニュメント群がしばしば「津波記念碑」などと一括りに語られるなかであって、「記(紀)念碑」と刻まれた本碑はまさにその代表とも言えるが、明治時点における、「記(紀)念」の含意するところは、予期せぬ天災によって犠牲となった無数の御霊に対する人々の弔意であろうことが、先に述べたような、今なおモニュメントに対して続けられている供養のいとなみからも推察されるのである。

さらに、以下のような当時の新聞記事と併せてみると、図1④のように極めてシンプルな造形のモニュメントにも、被災の記憶を次代へ継承するという意図が込められていたことが読み取れよう^(註19)。

「思ふに今回の凶変の如きは吾県民の本分として未来永劫決して忘らるべきものにあらず即ち明治二十九年六月十五日なる此の凶日を子々孫々に伝えて当時の惨状を回想せしめ以て治に居て乱を忘れずと云ふが如く遊惰放逸を防ぐの一端と為すの時に取りての一策なるべくそれに就ては単に家伝記録等のみに待つべきにあらず即ち一の適切なる記念物を設けるが得策」

(『岩手公報』明治29年6月23日号)

このような明治期に建立されたモニュメントの中には、供養に傾注する余り、後年に明治29年の津波被災地を訪れた者の目には「恨み綿々など書いた碑文も漢語で、もはやその前に立つ人もない」と映るものもあった^(註20)。

仏事に関連する石碑は漢語で記される場合も多く、明治29年の大津波被害を契機に建立されたモニュメ

ントばかりにそのような責めを負わせるのは酷であるようにも思われるが、昭和期のモニュメントに比べ、明治期のそれが概して難解であったり寡黙であったりすることは確かである。その理由の一つとして、次なる被害への意識が希薄であったことが考えられよう。「未曾有」と称される出来事は、直近に類例がない事象であるからこそ未曾有と呼ばれ得るのであり、繰り返すが明治29年の三陸沖地震による津波は近代の三陸地方を襲った初めての大規模津波であった。その渦中であって、同じような被害の再来にまで思い至ることができないとしても、それは無理からぬことであろう^(註21)。しかしながら、昭和8年、三陸地方に居住する人々は、同様の津波被害は反復するものであり、また不可避なものであると、認識を改めざるを得なくなる。それに伴い、建立されるモニュメントも強い多様性を帯びるに到る。次章ではそのような視点から昭和8年の大津波被害を人々がいかに受け止めたのか検討していきたい。

2 多様化する近代津波モニュメント

昭和8年3月3日未明に発生した、釜石の東方を震源とする震度5程度と目される強い地震に続いて襲ってきた津波により、3,000余名が死亡・行方不明となった。明治29年のそれに対し、「昭和の三陸大津波」などと呼び習わされる津波被害である。

あくまでも相対的にはあるが、明治29年の津波被害に比して犠牲者が少なかった理由について、『大槌町史』は①波高の違い(昭和8年の津波は明治29年のそれに比べほとんどの地点で数m低い)、②大きな揺れで就寝中でも覚醒した、③明治の津波の記憶が色濃かった、の3つを挙げている^(註22)。

未明に発生した震災に対して、岩手県は3日午前中に「罹災者応急救助計画」を策定、午後には被災地へ向けた白米・毛布等の救援物資の輸送が開始されたという^(註23)。今と比べても遜色なく感じる県の対応の素早さからも、『大槌町史』が指摘するように、ただ「未曾有」と形容するほかなかった明治29年の経験が、後に発生した同様の災害への対応についても、一つの糧となったことがうかがい知れる。

前章の末で述べたとおり、この昭和8年の三陸沖地震による津波の後に建立されたモニュメント群は、明治のそれに比べて数自体も増えるが、刻まれた内容・形態ともに多様性を帯びるようになる。次に掲げるモ

ニュメントの碑文は、そこに到る経緯をよく物語っている。

図1② 岩泉町立小本小学校校庭「三陸大海嘯記念」
〈表〉

- 一 大地震の後には津浪が来る
- 一 地震があったら高い所へ集まれ
- 一 津浪に追はれたら、何處でも此の位の高い所へ逃げろ
- 一 常に近くの高い所を用意して置け
- 一 県指定の住宅適地より低い所へ家を建てるな

〈裏〉

昭和八年三月三日午前二時三十分上下二動揺スル強震アリ続イテ三時十分頃ヨリ大音響ト共ニ大津浪ノ襲来アリ最高波高小本二十五尺茂師四十尺余本村ノ流失戸数九十三戸溺死者百五十六名負傷者三十二名損害見積額五十四万二千余円此ノ記念碑ハ東京朝日新聞社読者ヨリ寄託ノ義捐金ヲ同社ニ於テ罹災各町村ヘ配分セル残余ヲ本建設費トシテ寄贈セラレル金員ヲ以テ建設シタルモノナリ 本村長代理助役菅原牧夫誌

標題こそ「大海嘯」記念とされているものの、他の文面では「津浪」表記が貫かれていることや、平易な文句で記された5つの教訓の内容など、昭和8年当時における当該地方の人々の津波認識を検討するうえで参照すべき点が多いが、まずは裏面に刻まれた内容に注目したい。

津波発生時の状況と襲来した最大波高、それによる被害の規模が簡潔に記されるとともに、東京朝日新聞社より使途指定のうえ配分された義捐金によって建立されたものであることが明記されている。これは多少の字句の出入りはあるものの、岩手県沿岸部の各市町村に現存する、昭和8年の津波被害を契機に建立されたモニュメントの大半に共通する特徴である。

やはり川島秀一氏らによってすでに指摘されているところであるが^(註24)、これは東京朝日新聞社が県を通じて、被災町村に対し被害規模に応じた義捐金の配分を行ったことによるものである。

津浪浸水線石標建設

災害防止施設の一端として東京朝日新聞社の指定義捐金二万六千二百三十円を以て、罹災地各町村に震災記念碑を建設せしむることとした。此の碑は各部落毎

に津浪浸水線上適當の箇所に震災年月日時・死亡者数・流失戸数等を表示した石標を建設し、津浪の浸水線を標識すると共に右線内は今次津浪の被害地帯であり且つ将来も亦容易に津浪の氾濫すべき地域であることを後世に知らしめ災害を警戒せしむるものである。

以上は『岩手県昭和震災誌』^(註25)所収の、岩手県によって定められたモニュメント建立のガイドラインであるが、「震災年月日時・死亡者数・流失戸数等を表示した石標を建設し」という点について、図1②の石碑はまさに方針に準じた内容になっていることがわかる。それでは「津浪浸水線上適當の箇所に」という部分はどうか。

岩泉町立小本小学校校庭には、「三陸大海嘯記念」碑に隣接して「明治三陸津波 津波による浸水地点」と記された看板が設けられている(写真2)。建設年代を欠くため正確にはわからないものの、平成以降に設けられたとみられるものである。これにより本石碑が所在する地点が明治29年の三陸沖地震による津波の浸水線上にあると伝承されていたことが確かめられる。同時に当該石碑は現在においても隣接した表示とともに「今次津浪の被害地帯であり且つ将来も亦容易に津浪の氾濫すべき地域であることを後世に知らしめ災害を警戒せしむるもの」という役割を果たしていることがわかる。

厳密に言えば「今次」=昭和8年における津波のそれではないということになるが、昭和8年を上回る規模であった明治29年の津波の浸水線を基準として設けられた例は他にもある。

大船渡市末崎町峯岸の石碑(図1⑧)がそれである。



写真2 「三陸大海嘯記念」の碑と並ぶ、明治三陸津波の浸水地点を示す標識

「明治廿九年六月海嘯襲来地点」とのみ刻まれた当該石碑は、それが明治29年の大津波の浸水線上に設けられた警鐘の碑であることを端的に物語っている。

やはりこれも東京朝日新聞社からの義捐金によるものであり、末崎町（昭和8年当時は末崎村）内における明治29年、昭和8年それぞれの浸水線上に計28基もの同様の標石が設けられた。その後年月を経るなかで所在不明となったものもあるが、平成20年の時点で20基の現存が確認されている^(註26)。明治29年の被害の記憶あるいは記録が昭和8年時点で未だ失われておらず、「今次津浪」の浸水域だけでは「後世に知らしめ」るに足らずと判断されたものであろう。明治29年・昭和8年の大津波被害について、これほど体系的に当時の浸水域を示すモニュメント群は管見の限り他に類例がない。

また、隣接する岩手県陸前高田市広田町（昭和8年当時は広田村）のモニュメントにも同様の企図がみられる。同町内の7つの地区それぞれに、同形のモニュメントが一基ずつ設けられている。六ヶ浦地区のものを一例として以下に掲げる。

図1⑩ 陸前高田市広田町六ヶ浦（標題なし）

地震があつたら津浪の用心
 それ津浪機敏に高所へ 広田村
 低いところに住家を建てるな
 津浪と聞いたら欲捨て逃げろ 昭和九年三月三日

四角柱形であり、四つの側面のそれぞれに標語然とした教訓が刻まれている。当該石碑自体は標題や建立の経緯を伴わないが、現在の陸前高田市立広田小学校前に建つ「津浪記念碑」背面に「幾度と繰り返される津浪の惨害より脱しむるため東京朝日新聞全国読者の御同情義捐金の内で寄託者の要望により本碑を建設す昭和九年三月建之 広田村 外村内七箇所二建」と刻まれており、前掲の六ヶ浦のものを含む、「外村内七箇所二建」てられた四角柱形のモニュメントもまた、これと連動して東京朝日新聞社による義捐金を用いて建立されたことが知られる^(註27)。

この四角柱形のモニュメントについては明治29年の津波の到達点を示すものと言ひ伝えられ、とりわけ六ヶ浦地区においては現在においても津波からの避難の際の、一つの指標ともされてきたという^(註28)。やはり当時の広田村においても、昭和の経験に拘らず、

より規模の大きい明治29年の津波浸水域が一つのメルクマールとされたことがうかがえる。

一方で、岩手県山田町船越大浦地区の「大海嘯記念」碑など、現在の立地が必ずしもかつての浸水線をそのまま伝えるものではない例もある。

図1⑥ 山田町船越大浦「大海嘯記念」

<表>

- 一 大地震の後には津波が来る
- 一 地震があつたら高い所へ集まれ
- 一 津波に追はれたら、何処でも此所位の高い所へ
- 一 遠くへ逃げては津波に追付かる 近くの高い所を用意して置け
- 一 県指定の住宅適地より低い所へ家を建てるな

<裏>

昭和八年三月三日午前二時三十分上下二動揺スル強震アリ続イテ三時頃ヨリ大音響ト共二大津浪ノ襲来アリ浪ノ高十米三時十分頃最モ被害アリ被害戸数船越区流失二十三戸半潰一戸死者三名田之浜区流失百八十三戸半潰二戸床上浸水十一戸死者二名大浦区流失五戸半潰十四戸床上浸水十六戸ナリ 本碑ハ東京朝日新聞社へ寄託ノ義捐金二十余万円ヲ罹災町村へ分配シタル残余ヲモツテ建タモノデス 昭和九年五月 下閉伊郡船越村町鈴木吉平誌

このモニュメントは、現在大浦地区のコミュニティセンター入口に所在し、「津波に追はれたら、何処でも此所位の高い所へ」という文言のとおり、確かに東日本大震災においても同施設は甚大な津波被害を免れている。しかし、本来石碑はより海に近い低地に設けられており、道路の拡張などに伴って数度移転がなされてきたという^(註29)。小学校、あるいはかつての小学校跡地に設けられたコミュニティセンターなどの公共施設周辺にモニュメントが建立されている例、さらに当初建立された場所から移設されたという聞き取りが得られる事例は決してこの碑に限ったことではない。モニュメントの設置場所として学校周辺が指向される背景としては、建立の主体が町や村であることから、設置または移転先として公有地が望まれたという事情ももちろんあろうが、教育、すなわち次の世代への津波被害に関する記憶の継承という意図により選地された場合も少なくないと思われる^(註30)。

そしてモニュメントに刻まれた教訓は、明治29年・

昭和8年と、二度にわたる三陸沖地震による津波を経て、地方毎に形成された津波に対する備災意識が具現化されたものであった。その内容の選定に当たっては、既述のように県からガイドラインが示されたほか、学術的な助言が加味されたこともうかがえる^(註31)。ただし、いずれの文言を用いて昭和8年の経験を後世に伝えるか、決定したのは被災町村自身であったことは、東京朝日新聞社の義捐金を受けて旧町村毎に建設されたモニュメントの多様性からも明らかである。最後に同じく昭和8年の津波被害後に、気仙町湊地区に設けられたモニュメント（東北地方太平洋沖地震による津波により倒壊）の刻文の一部を掲げる。

図1⑩ 陸前高田市気仙町湊「津浪記念碑」

- 一 不時の津浪に不断の用意
 - 一 地震の後どんとなつたら津浪と思へ
 - 一 地震の後潮が退いたら警鐘を打て
 - 一 大津浪三四十年後に又来る
 - 一 津浪来たなら直ぐ逃げろ
 - 一 金品より生命
- （裏面略）

文中に明記された、3～40年という間隔は、明治29年と昭和8年を隔てる37年という数字に依拠したものかもしれない。しかし結果として、昭和8年から数えて、昭和35年のチリ地震津波までが30年弱、平成23年の東日本大震災までは約80年であった。この事実をもって、近代津波モニュメントの物語る教訓を、現代にも通ずるものとして手放しで評価するつもりは決していない。しかしながら、このような教訓を含め、これまで述べてきたような明治29年・昭和8年の経験が、多数の関連するモニュメント自体とともに風化を余儀なくされてしまった理由についてはなお検証が必要であるものと考えられる^(註32)。次章では明治29年・昭和8年の大津波被害の直後に設けられた近代津波モニュメントのその後について検討を加えていきたい。

3 近代津波モニュメントにまつわる記憶の忘却と邂逅

大船渡市三陸町起喜来仲崎浜に設けられた「津浪記念碑」も、やはり昭和8年の大津波の後に、東京朝日新聞社の義捐金を受けて建立された石碑の一つである。

図1⑦ 大船渡市三陸町越喜来仲崎浜「津浪記念碑」

<表>

東京朝日新聞社 たかしほのあとかへりみて いそしまは名におふ村に 家もさかえむ 昭和十年三月三日
越喜来村長従七位勲七等 石川敏蔵詠 新渡戸仙岳書 石巻市石井敬三郎刻

<裏>

長く大きくゆれる地震は 津浪の警報と心得 直ちに
近くの高地へ避け 一時間位はその場を離れるな

表面の復興へ向けた強い意思が感じられる和歌様の文言は昭和8年当時の越喜来村独自のものであるが、その他の内容については決して大きく他地域と異なるものではない。しかし、興味深いことに、石碑の所在地付近に住む東友一氏（昭和2年生）によれば、裏面の文言については、当該石碑が建立された後に新たに彫り加えられたものであるという^(註33)。東氏自身幼少であったため、その経緯は不明であるといい、あるいは県のガイドラインに沿って昭和8年の経験を「後世に知らしめ災害を警戒せしむる」ための警句を追加したものかもしれない。いずれにせよ、モニュメント建立という行為に対する推敲の痕跡がうかがえるエピソードであり、建立直後の地域住民とモニュメントとの関係について知り得る数少ない事例と言える。

その後も決して数は多くないが、明治29年や昭和8年の大津波被害に関連するモニュメントは、犠牲者の七回忌など節目に当たる年に新たに設けられている。

図1⑪ 田野畑村島越「すべて」

- 一 ゼシングシタラバユダンスルナ
 - 一 ゼシングアツタラタカイトコロニアツマレ
 - 一 ツナミニオハレタラタカイトコロニアガレ
 - 一 チカクノタカイトコロヲヨウイシテオケ
 - 一 オカミノサダメタヤシキチヨリヒクイトコロニ家ヲタテルナ
- （側面略）

田野畑村島越にあるモニュメントは、昭和15年に建立されており、カタカナで表記されている点もユニークであるが、「すべて」という標題もまた他に類例がないものである。この標題の意味するところについて、近くに住む古老は「石碑に記されている内容が、津波に対して人間ができることの『すべて』なのだ」という意味であると説く。かつては毎年3月3日（昭

和8年の大津波が発生した日)に、このモニュメントの前で小学生が「津浪の歌」^(註34)を歌っていたものであったという^(註35)。このような取り組みがなされていた年代の下限こそ判然としないものの、この地においてもモニュメントは学校教育と結びつき、惨禍の記憶を「後世に知らしめ災害を警戒せしむる」ための努力が、確かに行われていたのである。

それゆえ、昭和8年の後に三陸地方を襲った大規模津波災害が、各々のモニュメントが異口同音に指摘する、津波の前兆としての地震を伴わない昭和35年チリ地震津波(日本には5月24日到達)であったことは大いなる皮肉というほかない。宮古市浄土ヶ浜に、チリ地震津波後に設けられたモニュメントには、「地震がなくとも潮汐が異常に退いたら津波が来るから早く高い所に避難せよ」という文言が刻まれた。少なくともこの点において、それまでに設けられていた近代津波モニュメントは、そのまま継承されるものではなく、更新されるべきものとなったと言えよう。チリ地震津波の直後にあっては、古めかしい石碑よりも、被害が軽微だった田老町(現宮古市田老)の「万里の長城」とうたわれた防潮堤(写真3)などに光が当てられるのも無理からぬことであった。

チリ地震津波において、50名を超える犠牲者を数えた大船渡市の慰霊祭では、当時の市長により「科学的な津波対策」の構築が宣言された^(註36)。隣接する陸前高田市においても、「三陸沿岸の町村と歩を併せ」て、津波防災対策が講じられ、チリ地震津波の波高を基準として防潮堤が建設されたとされる^(註37)。やはり「科学的な津波対策」の一環として防災無線が整備され、またラジオ・テレビ等のメディアによる情報伝達手段も発達したことから、大船渡市三陸町越喜来の



写真3 東日本大震災後の宮古市田老の防潮堤

石碑(図1⑦)にあるような「一時間位はその場をはなれるな」などという教訓の必要性も薄れていった。昭和35年のチリ地震津波以前に設置された近代津波モニュメントの存在及びそこに記された内容が、多くの場合忘却され、苔生していった理由の一つはそのようなところにあるのかもしれない。

そして平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、近代津波モニュメントは「再発見」されることになる。本章を終えるに当たりその一事例を紹介する。

図1③ 宮古市崎嶽ヶ崎大沢「海嘯記念碑」

<表>

大地震の後には津浪が来る 地震があつたら此処へ集れ

<裏>

昭和八年三月三日午前二時三十分上下動の強震あり続いて同三時頃大海嘯襲来し三陸各沿岸大被害あり本村の被害総戸数一百一戸内流失半壊各一戸負傷者一名なり本碑は東京朝日新聞社に於て読者より寄託せられたる義捐金の内より分配せられたる金員を以て建設せしものなり 昭和八年十二月崎山村建之

当該石碑は集落間を結んで山間を走る県道の中途に所在し、一見したところで、なぜ「此処へ集ま」る必要があるのか理解できない。しかし大沢集落に住む千崎英男氏からの聞き取りにより、現在モニュメントがある位置は、長きにわたり津波を想定した避難訓練における避難先となっていた大沢集落内の神社の後背地に当たり、神社の境内からモニュメントの所在地まで抜ける道が存在することが判明した^(註38)。近年は毎年の避難訓練に参加する者はほぼ皆無であり、過去においても氏の記憶する限り、地震や津波に際して人々が石碑の前に集まった例もないという。

それでもなおこの石碑の裏面の末尾には、千崎氏以外の者の手で、次のような文言が書き加えられていた(写真4)。

「平成二十三年三月十一日三陸大震災有 M9° 宮古6° 大津波」

東日本大震災を経て、現代の住民が地域に根差す昭和8年の災害の記憶と邂逅を果たした一例と言えよう。



写真4 東日本大震災後に追記されたモニュメント

おわりに

本稿では、一般的に「津波記念碑」などと称されている石碑群について、「近代津波モニュメント」と再定義し、現存するモニュメントの大部分の建立の契機となった明治29年、昭和8年の三陸沖地震による津波に焦点を当て、モニュメント建立といういとなみをとおして、当時の三陸に生きた人々が大きな津波被害をいかに受け止めてきたのか概観してきた。

明治29年の三陸沖地震による津波の後に建立されたモニュメントは、主として犠牲者の供養と鎮魂を目的としたのに対し、昭和8年の津波被害以降、東京朝日新聞社から受けた使途指定義捐金をもとに各被災町村が設けたモニュメントは、次なる津波被害への備えとなるべき教訓を伴っており、また県によって示されたガイドラインに基づきながらも、各々の碑の設置場所や刻文、形態は、設置主体である被災町村毎の独自性を反映したものであった^(註39)。

以上のように明治～昭和期に建立された津波に関する石碑群は「津波記念碑」として概握し切れぬ多様性を有するものであるが、敢えて「モニュメント」と定義した理由はもう一つある。

岩手県田野畑村羅賀には明治29年の大津波で打ち上げられたと伝承される巨大な石があり、東日本大震

災においてその付近まで波が押し寄せたことで、再び注目を集めることとなった。このように、津波被害の記憶を現在に伝える遺物は石碑ばかりではない。また本文中で言及した宮古市田老の防潮堤も、実用性から来る存在意義は言うまでもないが、同時にモニュメンタルな性格をも内含していることは、「万里の長城」という通称からも明らかであろう。

過去の三陸地方において、津波被害を受けた人々の心性が裏打ちされた事物は石碑群以外にも多数存在しており、それらを「近代津波モニュメント」と一括して複合的に検討していくことにより、これまで「津波記念碑」などと呼び習わされてきた個々のモニュメントが持つ意味をより深く理解することができるものと考えられる。

また東日本大震災を経て、これらのモニュメントを現代的な防災という観点から評価する向きもみられる。近代津波モニュメントにかぎらず、江戸時代の街道の立地が持つ意味などについても再評価を促す提言がなされている^(註40)。

これらは過去の人々の防災意識を現代に活用する魅力的な試みではあるが、留意すべき点も残されていると考える。

一例として再度宮古市田老の防潮堤を例にとるが、当該防潮堤は東日本大震災で大きく損壊し、田老地区は壊滅的な被害を受けた。その事実だけを見ると、確かに「万里の長城」も「未曾有」の大津波の前に無力であったということになるが、一方で国道45号線沿いに掲げられていた昭和8年の浸水域を示す標識は一東日本大震災における津波は昭和8年のそれを上回る規模であったとされるにも関わらず—今般の震災における家屋の流失ラインとほぼ重なっている(写真5)。

これをもって、東日本大震災以前に予め示されていた昭和8年の浸水域が物語る意味を過大に評価することも、また破壊された防潮堤の存在を過少評価することも、いずれか一方のみでは適切な歴史評価とは言えないことは瞭然であろう。

とりわけ防災という視点から先人のいとなみの適否、あるいはそれを自今に活用し得るか否かについて検証するためには、過去の一時点のみと現在を結びつけるのではなく、東日本大震災を含めた複数の災害の経験を加味した複線的な検討が不可欠である。

本稿はいわばその土台となる情報を収集するなかで確認された、岩手県沿岸各地に所在する代表的な石碑



写真5 宮古市田老に設けられた昭和8年三陸大津波の浸水域を示す標識

をもとに近代津波モニュメントの性格の変遷について検討したものであり、現在実施中である悉皆調査の結果に基づいた総合的な考察については稿を改めてご紹介したい。

註

- 1 川島秀一「浸水線上に祀られるもの一被災漁村を歩く上」、『季刊東北学』第29号（柏書房、2011年）など。
- 2 末掲図1に⑤として掲載。以下に刻文を記す。

<表>

高さ住居は児孫の和楽 想へ惨禍の大津浪 此処より
下に家を建てるな 明治廿九年にも昭和八年にも津浪
は此処まで来て部落は全滅し生存者僅かに前は二人後
に四人のみ 幾歳経るとも用心何従

<裏>

此の碑は昭和八年津浪の際東京朝日新聞社が読者から
寄託された義捐金を各町村に分配し其の残余を更に建
設費として受け建設せるものなり

- 3 後述するように、津波被害後における石碑群の建立は極めて近代的なものとみ得るとともに、津波被害の記憶を伝承するうえで、その媒体としての機能を見出されたものは、必ずしも石碑に限らないため、本稿で

は試みにこの定義を用いる。

- 4 津波デジタルライブラリ作成委員会編「津波デジタルライブラリ」（http://tsunami.media.gunma-u.ac.jp/TSUNAMI/TDL_top.html）内で公開されている情報及び上西勇『津波碑探訪 忘れるな三陸沿岸大津波 惨禍を語る路傍の石碑』（阪神・淡路大震災一・一七希望の灯り発行、2008年）など。
- 5 マグニチュードは国立天文台『理科年表 平成24年』（丸善出版、2011年）による。
- 6 たとえば『三陸町史』や『田老町史』などは津波編として一冊を割いている。
- 7 『哀史三陸大津波（普及版）』（青磁社、1990年、初出1982年）等。
- 8 原奎一郎編『原敬日記第一巻』（福村出版、1981年）p.233。
- 9 ただし安政三年（1856）8月23日（旧暦7月23日）に発生した地震に伴う津波被害については、盛岡藩『覚書』、同藩三戸在住御給人石井家の『万日記』など複数の同時代資料に記述が見える。その際に、いずれも「津波」と表記されている点は、後述する明治29年の大津波が「海嘯」と表記されたことの意義を考えるうえで留意すべき点である。
- 10 『歴史探訪 南海地震の碑を訪ねて 石碑・古文書に残る津波の恐怖』（毎日新聞高知支局編、2002年）による。
- 11 明治29年当時に岩手県内で発行されていた日刊紙として『岩手公報』（現在の『岩手日報』）があり、特派員らがもたらす被災地の状況が連日伝えられるとともに、発生から3日後に当たる6月18日号においては、早くも義捐金の募集が開始されている。なお明治期における災害報道の歴史については北原糸子『災害ジャーナリズム—むかし編』（歴博ブックレット、2001年）を参照。
- 12 前近代において明確に津波被害を動機として建立された石碑は少なくとも本県内で確認されていないことは前述のとおりである。一方で海難事故死者の供養碑については近世期のものが現存している点からは、前近代の三陸地方において、津波による犠牲者の供養や、津波被害に関する記憶の継承が、現在でも行われているような石碑の建立というかたちをとって行われていたのかどうか、疑問とせざるを得ない。本稿で検討の対象とする石碑群を「近代」津波モニュメントと定義した所以もそこにある。
- 13 『日本国語大辞典』（小学館、1976年）の「海嘯」の

- 項より引用。
- 14 海嘯・津波に加え、吉村昭『三陸海岸大津波』（文芸春秋社、2004年、初出1970年）では津波という現象を指す方言として「よだ」という語が三陸一帯で使用されていた可能性も指摘されている。しかし根拠として挙げられているのは閉伊郡における事例のみであり、これをどの程度まで一般化できるかについては、なお慎重な検討を要すると思われる。
- 15 同時代の学術雑誌である『気象集誌』明治22年10月号掲載の石川正美「愛知縣海嘯ノ記」には、「海嘯」の定義について「海嘯ハ大氣ノ激変ニ因テ誘起セラル、猛烈ノ風涛ニシテ之カ余波及ヒ地震ニ因テ起ルモノヲ膨浪ト称ス」という理解が示されている。このような学術的動向に加え、前掲の『岩手公報』明治29年6月24日号でも言及されている、海嘯を惹起することで著名な杭州湾が、明治29年の前年に下関で結ばれた日清講和条約第六条第一において開港されたことが「支那より伝来せし」語の普及に与えた影響なども加味しつつ、検討を進めていかなければならないであろう。
- 16 摩耗が著しいため、碑文は宗宮参治郎『陸前高田の石碑』（陸前高田市石佛研究所、1994年）より引用した。
- 17 大船渡市『大船渡市史 第二巻沿革編』（1980年）p.723。
- 18 平成23年11月6日、赤前地区に居住する70代の女性より聞き取り。なお聞き取り調査で得られた内容の引用に当たっては、了承を得られた方に限り氏名等を示す。
- 19 なお、当時において、「此の凶日の子々孫々に伝へ」るための方法がもっぱら「家伝記録等」によるものであったという認識は、三陸地方における津波関係の石碑建立が極めて近代的な事象であるという註12に前述した私見を幾許なりとも補強するものと言えよう。
- 20 柳田国男『雪国の春』（角川ソフィア文庫、2011年、初出1956年）p.125。
- 21 本文中前掲の「岩手公報」明治29年6月23日号の記事内においても「忘れられるべきものにあらず」とはされているものの、「遊惰放逸」を戒めるなど、あくまでも道徳論的な教訓を伝えるものとしての役割が期されるに留まっている。近代における二度目の大津波被害を受けた後に建立され、後述するように具体的な避難行動まで明示するものとなった昭和期のモニュメントと比べると、そこには明らかな段階差が見てとれよう。
- 22 大槌町史編纂委員会『大槌町史 下巻』（1984年）p.1462。
- 23 陸前高田市史編集委員会『陸前高田市史 第8巻治安・戦役・災害・厚生編』（1999年）p.490～491。
- 24 前掲註1川島氏論文及び野添憲治「三陸海岸の津波の碑」、『季刊東北学』28号（柏書房、2011年）。
- 25 岩手県『岩手県昭和震災誌』（1934年）p.917～918。
- 26 大船渡市立博物館『荒れ狂う海・津波の記憶』（川嶋印刷、2008年）p.12。
- 27 ちなみに六ヶ浦以外にモニュメントが所在する6地区とは、長洞・根岬・中沢・泊・後花貝・大陽であり、泊のモニュメントは東日本大震災発生以前に撤去され、一時保管されていた場所で大津波により被災したものの、辛うじて流失を免れている。
- 28 平成23年8月12日、自宅の門前にモニュメントが所在する鈴木克次氏（昭和12年生）より目時間聞き取り。
- 29 平成23年9月26日、同地区在住の小林洋一氏（昭和18年生）より目時間聞き取り。
- 30 現に前掲②の石碑が所在する小本小学校では、現在でもなお、4年生の総合学習にて津波を取り扱う際に、校庭の一角にあるモニュメントが活用されていたという（平成23年9月8日、校長太田勝浩氏より目時間聞き取り）。
- 31 『岩手日報』昭和8年4月9日号において、「津波の碑文などに懇切な注意を語る」と題した見出しに続き、調査のために岩手県を訪れていた今村明恒博士による「碑文をきざむに當っては夫々其の土地に適する様に考へねばなりません」というコメントを掲載している。さらに記事中で今村氏が言及している「長く大きく揺れる地震は津浪来襲の警告」や「長い地震があつたら直ぐ安全な高所に避難十五分——時間迄は絶対其安全地帯を離れるな」という内容は、後掲する図1⑦の碑文にそのまま合致するものである。
- 32 本稿で言及している宮古市重茂姉吉地区や陸前高田市広田町六ヶ浦の事例のように、モニュメントに託された教訓が現代まで所在地域で息づいていることは稀であり、これまでに行った聞き取り調査に基づけば、多くの場合、東日本大震災を契機として、その存在が再認識されていることが多い。
- 33 平成23年12月7日、目時間聞き取り。
- 34 前掲註25書中に楽譜とともに掲載。昭和8年当時の石黒英彦岩手県知事の作とされる「大津浪くくりてめけぬ雄心もて いさ追ひ進み参り上らまし」という歌詞が刻まれたモニュメントは岩手県沿岸各地で散見さ

れる。

- 35 平成23年8月1日、田野畑村島越地区在住の70代男性より、目時間き取り。
- 36 大船渡市『幸福を実感できる市をめざして 大船渡市五十年の歩み』（2005年）p.57。
- 37 前掲註23書 p.506。
- 38 平成23年9月6日、同氏より目時間き取り。
- 39 数としては東京朝日新聞社の義捐金によるものが多数を占めるものの、昭和8年の津波被害の後に建立されたモニュメントの中には私的な供養碑としての性格を持つものもある。
- 40 平川新「東日本大震災と歴史の見方」、『歴史学研究』884（青木書店、2011年）。

要 旨

「津波記念碑」とよばれる近代以降に発生した津波被害に関する石碑群について、明治29年・昭和8年の三陸沖地震による津波被害後に建立されたものを中

心に、それぞれの性格及び建立後の経過について岩手県内の事例に基づき検討を行った。

明治29年の津波被害後に建立された石碑は犠牲者の供養を宗とする一方で、次なる災害への備えという意識は希薄であった。昭和8年の津波被害の後に東京朝日新聞社による義捐金を用いて建立されたものは、二度の津波被害から得た教訓を体現しており、設置主体である町村毎に内容・形態は異なるものであった。また建立後、年月を経るなかで石碑の存在が忘却された一因として、チリ地震津波の特殊性を挙げた。

以上をふまえ、「津波記念碑」という総称は誤解を招くおそれがあるため、当該石碑群を「近代津波モニュメント」と再定義するとともに、現代的な視点からモニュメントを評価する上で留意すべき点を指摘した。

キーワード：明治29年三陸沖地震による津波、昭和8年三陸沖地震による津波、海嘯、津波記念碑、東日本大震災

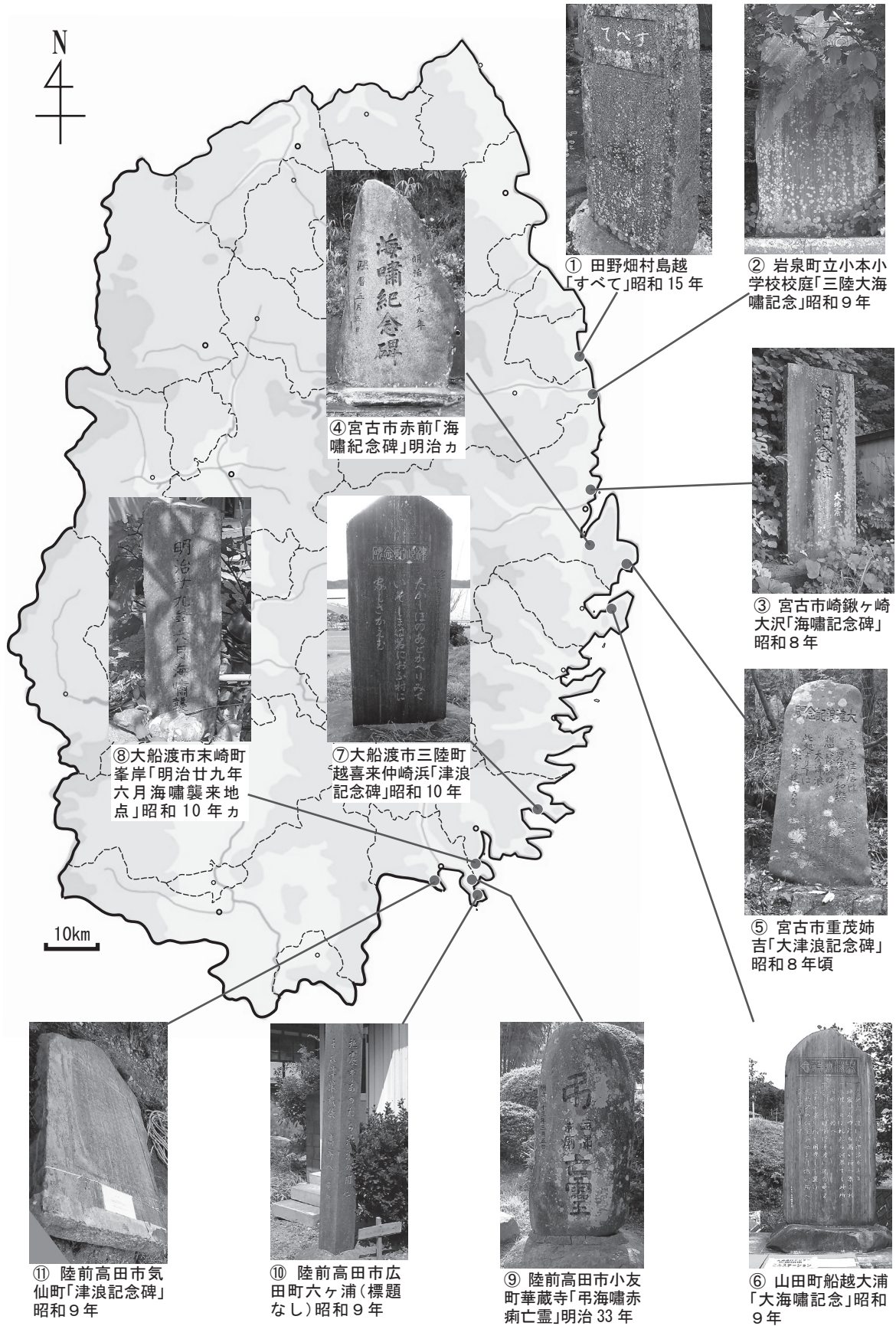


図1 本稿で言及する石碑所在地一覧